

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のように指定する。

その関係図面は、公示の日から 2 週間一宮市建設部道水路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 日

一宮市長 中野 正康

1 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
市道	L1608 号線(一部)	開明字東石亀から開明字東石亀まで

2 制限の対象となる占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 9 月 3 0 日